

議案第十一号

三朝町温泉使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町温泉使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年参月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町温泉使用条例の一部を改正する条例

三朝町温泉使用条例（昭和五十三年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表二中

三朝高原貯湯施設	五〇	二〇〇〇〇〇〃	二五〇〃
三朝高原貯湯施設	五〇	二五〇〇〇〇〃	三五〇〃

を

に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。